

## 【カテゴリー I】

日本建築学会計画系論文集 第552号, 223-230, 2002年2月  
J. Archit. Plann. Environ. AJJ, No. 552, 223-230, Feb., 2002

## ハルビン市の旧市街地再整備事業における歴史的環境保護行政の役割

EFFECTIVENESS OF HISTORIC ENVIRONMENT CONSERVATION ADMINISTRATION  
ON URBAN REGENERATION PROJECTS IN TRADITIONAL HARBIN

吳 禾\*, 樋口 忠彦\*\*, 岡崎篤行\*\*\*

He WU, Tadahiko HIGUCHI and Atsuyuki OKAZAKI

From the middle of 1980's, in order to protect the historic environment from regeneration projects, a peculiar conservation administration was established in Harbin city. With the maturity of this conservation administration, several new methods of traditional urban regeneration have been carried out actively.

The purpose of this paper is to make 3 points clear which are: 1)to study the present condition of historic environment conservation, and the developing process and feature of the conservation administration in Harbin city. 2)to analyse the change of the traditional urban space due to the regeneration which is considering the historic environment. 3)to study the effectiveness of conservation administration on traditional urban regeneration projects and to show the subjects of the conservation administration.

*keywords:* historic environment, urban regeneration, conservation administration,  
Harbin city

歴史的環境、旧市街地再整備事業、保護行政、ハルビン市

## 1. はじめに

## 1-1 研究の背景

1980年代の改革開放以来、経済の急成長に伴う都市化・モータリゼーションの進行等、開発が急ピッチに進んでいる中国では、旧市街地を中心として、建物や街路等を新しくつくりかえる再整備事業が多く行われている。しかしながら、歴史的都市における再整備事業により、旧市街地の街並み景観の連続性が破壊され、旧市街地の変容が進み、歴史的環境の保全においては経済開発に伴う新しい問題に直面している。

このような中、歴史的環境に対する保護制度を制定し、歴史的環境とその周辺の再整備事業に対する計画を行い、歴史を生かしたまちづくりを実施している都市が見られる。近年、ハルビン市は歴史的環境に対する再整備事業を続々と成功させたことによって注目されている。

## 1-2 研究対象都市の概況

本研究で取り上げたハルビン市(哈爾浜)は、中国の黒竜江省に位置し、都市面積 1673 平方 km、都市人口 330 万の大都市である。ハルビン市は、東清鉄道<sup>注1)</sup>建設と開通に従って、1898 年から建設が始まった、ロシア極東<sup>注2)</sup>諸都市の1つである。ロシア鉄道附属地<sup>注3)</sup>として、ハルビン市の南崗区と道里区における旧市街地はロシア

都市計画思想の影響を受け、市街地形成の初期から計画的に整備され、近代洋風建築群の並ぶ歴史的空間形態を有している。改革開放以来、ハルビン市政府は専門家と共に、旧市街地再整備における歴史的環境の保護や再生を呼びかけ、歴史的環境を保全しながら新たな街並み空間を創出してきた。

## 1-3 既往研究

中国の都市開発と歴史的環境の保存に関する既往研究では、都市計画史的または建築史的視点から中国の都市空間の変容<sup>注4)</sup>、住宅市街地整備計画の類型<sup>注5)</sup>、歴史的都市空間の景観保全計画<sup>注6)</sup>、開発システムの変化による都市空間形態の変容<sup>注7)</sup>についての研究が見られるが、ロシア極東都市として計画された中国東北地方の都市における、旧市街地の再整備事業と歴史的環境の保護行政との関係についての考察はほとんど見当たらない。

## 1-4 研究の目的

本研究では、①ハルビン市における歴史的環境保護の現状及び保護政策の発展過程とその特徴を考察し、②歴史的環境を生かした旧市街地再整備事業による空間形態の変容分析を行い、③歴史的環境保護行政が、旧市街地再整備事業に与えた影響並びに今後の保護行政の課題を明らかにすることを目的とする。

\* 新潟大学大学院自然科学研究科環境管理科学専攻  
大学院生・工修

\*\* 新潟大学工学部建設学科 教授・工博

\*\*\* 新潟大学工学部建設学科 助教授・博士(工学)

Graduate Student, Dept. of Environment Management, Grad. Sch. of Natural Science, Niigata Univ., M. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Niigata Univ., Dr. Eng.

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Niigata Univ., Dr. Eng.

## 2. 研究の方法

- 1) ハルビン市における歴史的環境に対する保護の現状を把握するため、ハルビン市都市開発弁公室<sup>注8)</sup>の担当者へのヒアリング調査と資料収集により、歴史的環境の形成経緯、保護された歴史的環境の分類、立地、件数等を分析する。
- 2) ハルビン市における歴史的環境に対する保護制度の特徴を把握するため、建国以来の都市開発についての法律や制度の資料を収集し、ハルビン市の歴史的環境保護制度の制定経緯、発展過程、規定内容について分析を行う。
- 3) 旧市街地において、歴史的環境を生かすための再整備事業による旧市街地変容の特徴を把握するため、現地調査と図面調査により、旧市街地の再整備事業の類型、空間形態変容の特徴を分析する。
- 4) 3)に基づき、ハルビン市における旧市街地の再整備事業に対する保護制度の役割と今後の課題を考察する。

## 3. ハルビン市における歴史的環境保護の現状

### 3-1 ハルビン市における歴史的環境形成の基盤

「中国近代建築総覧～ハルビン編」<sup>注9)</sup>のハルビン近代建築概説によれば、ハルビン市の歴史的環境の形成は、発端期、発展期、完成期、と停滞期の4つの時期を経ている(表-1)。発端期と発展期は、ロシア人による都市建設が中心で、西洋建築が多く見られる。1931年からは、ハルビンは満州国特別市として、都市建設の完成期に入り、日本の大ハルビン都市計画によって、日本近代建築等が建てられた。

1898年～1946年に、南崗区、道里区、道外区及び香坊区の4つの区の旧市街地で、行政建築、金融交通建築、文教衛生建築、商業建築、住宅建築や宗教建築といった多種多様な建築が建てられ、洋風の街並みが形成された。現代では、これらの歴史的環境の中で、より高い芸術価値、特色及び歴史的意義を持っている建築、街坊<sup>注10)</sup>、街道<sup>注11)</sup>、地区は、保護建築、保護街坊、保護街道及び保護地区として認定され、都市景観を構成する重要な要素としての機能を果たしている。本研究では、これらの保護建築等を保護歴史的環境と総称する。

### 3-2 ハルビン市における保護歴史的環境認定の現状

#### 1) 保護歴史的環境の定義

「ハルビン市保護建築、街坊、街道と地区に対する管理条例(1997年)」によると、ハルビン市の保護歴史的環境は、1898年～1946年の間に形成され、以下の4つの特徴を持つものと定義されている。

①近代都市史、建築史の中で、より高い地位と歴史的価値を持っていること。

②特色的な建築スタイル、空間形態や高い芸術価値を持っていること。

③建築科学技術の発展において重要な意義を持っていること。

④ハルビン市の伝統的な都市景観、地域特色を反映していること。

#### 2) 保護歴史的環境の認定

歴史的環境の実測と調査は、民間の学術団体である「中国近代建築史研究座談会」<sup>注12)</sup>を中心として行われた。ハルビン市の都市計画と建築学の専門家は、ハルビン市における歴史的環境に関し、数回の実測と調査を行い、価値のある歴史的環境のリストを市政府に提出した。市の都市計画部門(ハルビン市規画局)は、専門家<sup>注13)</sup>の意見を参考に、選考を行い、保護歴史的環境を認定した(図-1)。

ハルビン市では、2回の認定が行われた。第1回として、1986年ハルビン市保護建築管理会議<sup>注14)</sup>で、75件の保護建築、2件の保護街道、2件の保護街坊、1件の保護広場の認定が発表された。その後1994年に、ハルビン市は国家歴史文化名城<sup>注15)</sup>の第3回指定に含まれた。これにより、国の指示に従って、「歴史的環境の再調査」を行うことになった。そして1996年に、ハルビン市政府は第2回の認定として、134件の保護建築、3件の街道、3件の街坊と1件の地区を保護歴史的環境として正式に認定した。なお、この認定には、1986年に認定されたものも含められている。分布図は図-3のようになる。ハルビン市の保護建築として1986年認定されたもののうち、聖・ソフィア教会堂、頤園街1号棟、ハルビン文廟は、1996年に国家级重点文物保護単位<sup>注16)</sup>として指定された。これまでに、国家级重点文物保護単位に昇格した保護建築は、この3件のみである。

また、種別、立地別、建設時代別、構造物別による保護建築の認定数は表-2～表-5のようになる。

種別については、文教衛生建築は43件で、全体の3割を占めている。1996年、商業建築の認定数は、86年の倍以上に大幅増加し、また、住宅建築の認定数は86年の0件から96年の10件に増え、これにより保護建築に認定された近代建築の種別が多くなった。

建設時代別では、ロシア時代(1898～1931年、歴史的環境形成の発端期と発展期)に建てられた保護建築が9割近くを占め、残りは満州国時代(1931～1945年、歴史的環境形成の完成期)の建築である。これらハルビン市の保護建築は全て近代建築である。

図-1 ハルビン市における歴史的環境の形成経緯  
(「中国近代建築史～ハルビン編」の記述を基に作成)

形成初期	年度	主な内容
発端期	1898～1917	四つの区を含めた基本的な都市骨格が形成され、現南崗区と道里区の旧市街地で計画的な整備が行われた。また、豊富な西洋建築類型(ロシア式等)の市政施設が建てられた。
発展期	1917～1931	西洋の住宅建築や宗教建築が多く建てられ、一方、郊外区で中華パロックの建築群が形成され、都市建築の多様性がもたらされた。
完成期	1931～1945	滿州の都市計画に入り、ロシアの都市計画思想が繼承され、折衷主義や日本近代様式の建築が現れ、東洋風の東洋色彩が現れた。
停滞期	1945～1949	太平洋戦争が終わる直後で、都市計画や都市建設が停滞していた。

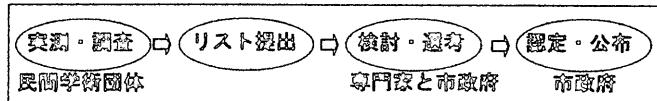


図-1 ハルビン市における保護歴史的環境の認定過程

図-2 種別による保護建築の認定数(件)

	1986年	1996年
行政	20	35
宗教	7	9
商業	12	29
住宅	0	10
文教衛生	32	43
金融交通	4	8

図-3 立地別による保護建築の認定数(件)

	1986年	1996年
道里区	35	55
南崗区	40	61
道外区	0	16
香坊区	0	2

図-4 時代別による保護建築の認定数(件)

	1986年	1996年
ロシア時代	67	117
満州国時代	8	17

図-5 構造別による保護建築の認定数(件)

	1986年	1996年
木造物	73	130
土木構造物	2	4

立地別では、ロシア人が計画した道里区と南崗区に位置されている保護建築だけでなく、かつて「中国人の町」と呼ばれた道外区でも、86年の0件から96年の16件に増えている。これは道外区に現存する数少ない中華バロック建築が、保存する意義のあるものとして認められたことによる。

#### 4. ハルビン市における歴史的環境に関する保護制度の発展

##### 4-1 ハルビン市の歴史的環境保護制度の発展過程

建国後、中国では、歴史的環境の保護について数多くの政策や法律が制定された。中国全体の歴史的環境保護制度の成立を背景とし、近代都市としてのハルビン市における歴史的環境の保護制度は、2つの段階を経て発展してきたことがわかった(表-6)。

80年代中期、全国における古建築保護を中心とした政策と法律<sup>17)</sup>が制定された。第1段階では、ハルビン市において、1984年から1986年にかけて行われた第1回の保護歴史的環境認定と同時に、近代建築や街道等の保護を中心とする「ハルビン市保護建築管理工作会議規定」<sup>18)</sup>(以下「規定」)が制定された。1986年末には、「ハルビン市総体規劃(1986~2000)<sup>19)</sup>」が承認された。これには、「規

定」に基づいた保護歴史的環境が多く存在している旧市街地を対象とした保護計画が含まれている。1988年に中国建設省及び文化省が「優秀な近代建築の重点調査と保護についての通知」を公布し、初めて近代都市の歴史的環境保護の重要性を示したことと比べ、ハルビン市は、近代歴史的環境の保護思想や保護制度を導入する際しては、動きの早い都市であったといえる。

第2段階では、「国家歴史文化名城に指定された都市においては、歴史的環境保護制度の制定や歴史文化名城保護計画を作成するように」という国の指示に従って、1996年10月にハルビン市政府は、ハルビン市総体規劃の修正案を作成し、國務院<sup>20)</sup>に提出した。1997年1月、ハルビン市政府は都市の伝統的特色を守るために、正式に「ハルビン市保護建築、街坊、街道と地区に対する管理条例」(以下「条例」)を公布した。この「条例」は、ハルビン市の歴史的環境を守り、それらを生かしながら都市の魅力とアイデンティティを高めるまちづくりを進めるための施策として機能している。さらに、1997年後半から、各保護歴史的環境(中央大街地区、博物館広場地区、靖宇地区)に対して、夜の照明時間、空調施設の設置、衛生管理等について具体的な管理弁法<sup>21)</sup>と実施細則等が制定された。これらの細則等

表-6 ハルビン市における歴史的環境保護の主な施策

行政条例・法律	公布年度	公布機関	特徴
ハルビン市保護建築管理工作会議規定	1986. 4	ハルビン市政府	歴史的環境に対する点、線、面の保護方法を創出し、保護だけを目的としている。
國務院「ハルビン市都市総体規劃」を承認	1986. 12	國務院	
優秀な近代建築の重点調査と保護についての通知	1988. 11	中国建設省と文化省	
第3回国家歴史文化名城の指定通知	1994. 1	國務院	歴史的環境の保護に対する技術基準や法律が充実し、街並みごとに具体的な保護措置もでき、具体性のある保護制度体系が形成された。保護と再生を目的とする。
ハルビン市都市総体規劃修正案	1996. 10	ハルビン市政府	
第4回国家重点文物保護単位の指定通知(3件)	1996. 11	國務院	
ハルビン市保護建築、街坊、街道と地区に対する管理条例	1997. 1	ハルビン市政府	
ハルビン市中央大街歩行街区管理弁法	1997. 5	ハルビン市政府	
ハルビン市秋林と博物館広場管理弁法	1997. 6	ハルビン市政府	
ハルビン市靖宇地区管理弁法	1997. 9	ハルビン市政府	

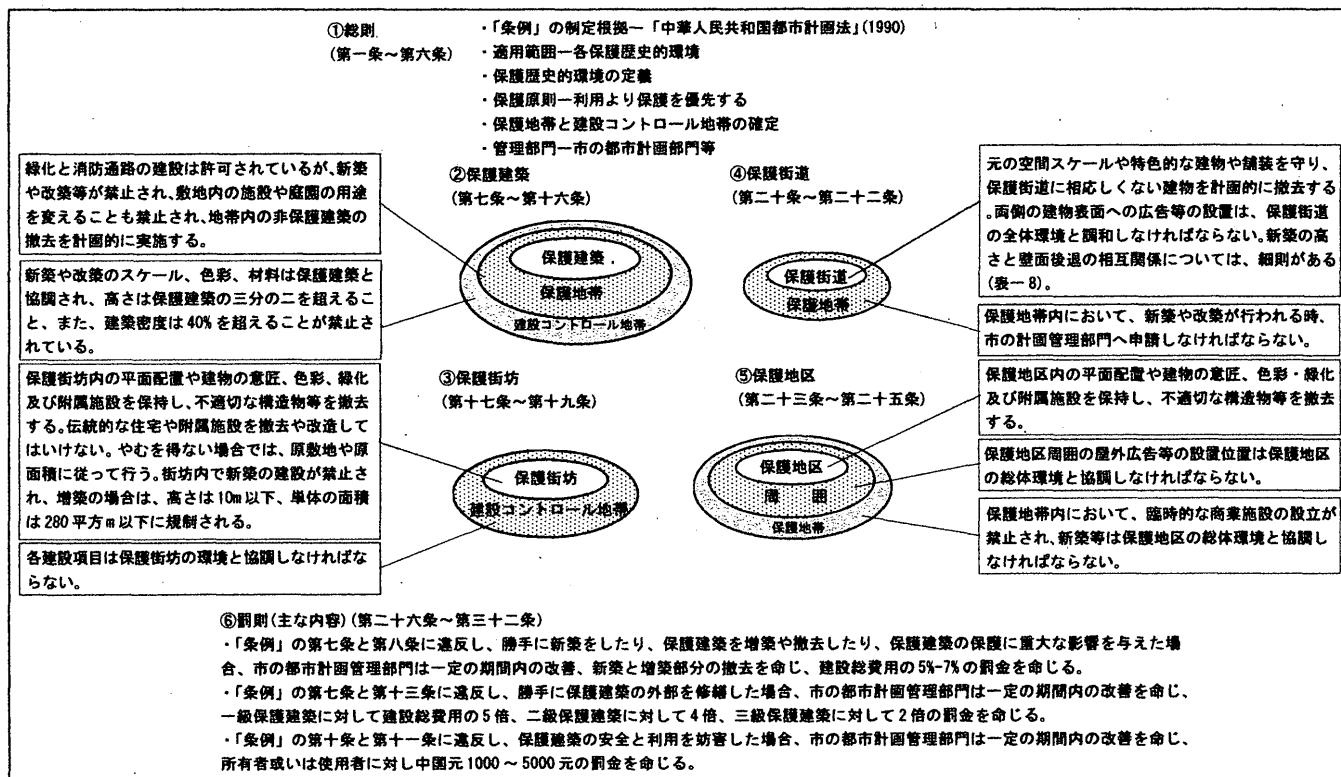


図-2 「ハルビン市保護建築、街坊、街道と地区に対する管理条例」概要

は、整備後の保護歴史的環境の景観維持と景観向上を目的としている。なお、「規定」と「条例」は両者ともハルビン市都市計画部門が主体となって制定した行政施策である。

#### 4-2 歴史的環境保護制度の内容

ここでは、ハルビン市の歴史的環境保護制度発展の2段階を代表する「規定」と「条例」の内容を分析する。

### 1) 第1段階の「規定」の内容

「規定」は、歴史的環境を保護建築、保護街道、保護街坊、保護広場の4つの類型に分け、緩やかに保護施策を規定している。第一に、保護建築の等級について分類と保護方法が規定されている。一級保護建築に対しては、撤去や平面計画とファサード意匠の変更が禁止される。二級保護建築に対しては、撤去やファサード意匠の変更が禁止されるが、平面計画の変更はできる。三級保護建築に対しては、撤去が禁止されるが、計画部門の許可があれば、平面計画とファサード意匠の変更ができる。

第二に、保護街坊と保護広場では、建物の撤去と建設は禁止される。

第三に、保護街道では、新築建物の高さ、面積、ファサード意匠は、歴史的町並みの風格と調和しなければならない。

## 2) 第2段階の「条例」の内容

「条例」は全部で6章、34条であり、内容としては、①総則②保護建築③保護街坊④保護街道⑤保護地区⑥罰則⑦附則について詳しく規定している。

「条例」は、保護歴史的環境を保護建築、保護街道、保護街坊と保護地区の4つの類型に分けている。保護建築の等級については、「一級保護建築に対しては、建物のファサード意匠、表面材質、構造、平面計画や内部装飾の変更が禁止される。二級保護建築に対しては、建物のファサード意匠、表面材質、主な平面計画や特色のある内部装飾の変更が禁止される。三級保護建築に対しては、建物のファサード意匠、表面材質の変更が禁止される」という全面的保存と部分的保存方法を提示した。なお、やむを得ず保護建築を撤去する場合でも、市の都市計画部門の許可と指導を得た上で、図面等の記録保存を実施すると規定している。

また、保護建築の表面で広告等を設置する場合、保護建築の立面や本体上部で固定式の広告等の設置が禁止され、保護建築の立面に平行或いは垂直の広告等の面積、色彩、材料は、保護建築と協調しなければならない。特に、広告等の面積について、保護建築の等級別に詳細に規定している。一級保護建築では、広告等の総面積は保護建築立面の総面積の5%を超えていけない。二級保護建築では7%、三級保護建築では9%を超えていけない。

「条例」のその他の概要是図-2の①～⑥のようになっている。

#### 4-3 ハルピン市の歴史的環境保護制度の発展における特徴

ハルビン市の歴史的環境保護制度は、近代都市景観と近代建築の保護を目指して、点～線～面に関する独自な内容を創出した。1986年の「規定」の制定から1997年の「条例」の制定までの約十年間で、保護歴史的環境とその周辺の保護制度は成熟し、より具体性を有するようになった。その特徴は以下のようにまとめられる。

### 1) 保護広場から保護地区へ

「条例」は、「規定」の保護建築の等級制や、点、線、面の保護方法を継承しつつ、保護歴史的環境の分類において、「規定」の「保護広

場」から「条例」の「保護地区」へ変わり、保護項目の範囲は広くなっている。

## 2) 保護区分の細分化

「規定」と比べ、「条例」では保護歴史的環境を巡って保護区分を細分化し、保護建築には保護地帯と建設コントロール地帯、保護街坊には建設コントロール地帯、保護街道には保護地帯、そして保護地区には周囲と保護地帯という保護区分をそれぞれ設け、具体的な保護区分に従って保護基準を決めた。また異なる保護区分における再整備事業の基準も変わっている。

### 3) 保護方法の多様化

保護建築に対する保護方法からみると、「規定」は、保護建築の撤去を禁止している一方、「条例」は都市計画上の必要によって、保護建築の移転や撤去も行えるが、移築保存と記録保存を提示し(表-7)、制度に柔軟性を持たせた。保護技術が成熟したのが一つの原因であると考えられる。

#### 4) 数値基準の明確化

「条例」は保護技術基準について詳しく規定し、保護建築の建設コントロール地帯の新築等の高さ、建築密度(図-2の②、③)、保護街道における新築に対して、高度制限、壁面後退制限(表-8)、を明確にし、保護街坊における新築や改築に対する面積制限も規定している。

### 5) 規制力の向上

罰則について、「規定」の方は罰則がなかったため、1986年から1996年までの十年間で、保護歴史的環境を無視し、建てられた建築は見られた。「条例」は、具体的な罰金制度を規定し、「条例」趣旨の徹底を図っている。

以上から、歴史的環境保護制度の発展における特徴についてまとめる(表-6)。「規定」は、保護建築等級制の保護方式や、点(建築)と線(街道)と面(街坊と広場)という保護方法を創出し、保護された歴史的環境は破壊されないように、保護のみを目的としていたが、内容は原則的なものに過ぎず、保護に関する数値基準や規制方法及び罰則について具体性に欠けていた。「条例」の公布によって、保護を目的とするだけではなく、保護歴史的環境の各保護区分内で行われる再整備事業に対して、具体的な数値基準等を明確にし、保護歴史的環境の再生に指針を与えることを目指すようになったといえる。

表-7 保護建築に対する等級別の保護制度の変遷

保護建築 の等級	規定内容		
	規定(1986年)	条例(1997年)	
一級保護建築	撤去せず、平面計画とファーサード意匠を保護する	全面的保存	ファーサード意匠、表面材質、構造、平面計画、内部修飾を保護する
二級保護建築	撤去せず、ファーサード意匠を保護する	部分的保存	ファーサード意匠、表面材質、主な平面計画、特色の内部修飾を保護する
三級保護建築 移築する必要のある 保護建築	撤去せず なし		ファーサード意匠、表面材質 移築保存を実施する
撤去する必要のある 保護建築	なし	記録 保存	図面、模型、画像記録等による保存を実施する

表-8 保護街道におけるネットバックによる高さ制限 (m)

表-6 保険後退におけるセントラルによる高度剥取(%)					
保険後退位置 保険街道名	街並み の両側	壁面後退 15m以下	壁面後退 15~20m	壁面後退 20~34m	壁面後退 34m~街区線
中央大街	12	12	21	24	32
靖宇街	12	12	21	24	32
红军街	18	—	—	—	—

但し、「条例」では、保護歴史的環境の再整備事業において重要と思われる資金補助について、具体的に規定していない。

## 5. 再整備事業による旧市街地の変容

### 5-1 旧市街地における再整備事業の展開過程

「ハルビン年鑑」<sup>注22)</sup>(1986年～1999年)における調査によると、ハルビン市では、1980年代から土地制度の改革によって開発ブームが沸き起こり、都市開発は從来の計画経済期<sup>注23)</sup>の行政指令に従つたものと違い、市場原理に従うようになってきた。

80年代後半から、歴史的環境についての調査や認定が始まると、旧市街地における主な再整備事業は、地下歩行空間の創出となった。80年代末から90年代初めにかけて「土地有償使用制度」<sup>注24)</sup>や「土地使用権譲渡制度」<sup>注25)</sup>によって「開発熱」が起き、旧市街地において現代的なビルの建設が多く見られるようになる。90年代後半、特に、「条例」が公布されてからは、ハルビン市の旧市街地では、人や環境を尊重する開発原則に従って、保護歴史的環境とその周辺の再整備や景観向上を中心として、歴史を生かしたまちづくりを展開するようになった(表-9)。

### 5-2 旧市街地における再整備事業の仕組み

#### 1) 依拠する法律・政策

ハルビン市で行われた一般の建築行為や再整備事業<sup>注26)</sup>は、「中華人民共和国都市計画法」(1989年)、「ハルビン市都市計画管理条例」(1997年まで「ハルビン市都市計画管理条例」)、「ハルビン市屋外広告管理条例」(1996年)、「ハルビン市都市環境衛生管理条例」(1994年)、「中華人民共和国建築法」(1998年)、「ハルビン市外資企業用地管理条例」(1995年)、「ハルビン市城鎮国有土地の使用権の譲渡管理条例」(1990年)等に従って、市政府の許可を申請しなければならない。80年代後半から、ハルビンの旧市街地で保護歴史的環境とその周辺に対する再整備事業が行われる際には、これらの法律・政策を守るほか、「規定」或いは「条例」の規定にも従う。

#### 2) 計画上の仕組み

1986年に承認された「ハルビン市総体規画」には、保護計画が含まれていたが、内容は「規定」と同じように、保護歴史的環境に対する管理と保護についての原則に過ぎず、技術基準はなかった。その後1994年に、ハルビン市は国家歴史文化名城に指定された。そのため、前述のように都市総体規画の中の保護計画の追加・改正等が必要になった。

1996年10月には「ハルビン市総体規画修正案」<sup>注27)</sup>が、国務院に提出された。その後、審査・修正が行われる過程において、国務院の各指示に従って、「条例」や管理条例等が整備された。旧市街地で行われた各再整備事業に際しては、ハルビン市の都市計画部門が、総合規画の下位計画に当たる詳細計画を制定し、事業を進めている<sup>注28)</sup>。なお、國家級重点文物保護単位に対する再整備計画を行う際にも、ハルビン市の文化財部門である文物保護管理局<sup>注29)</sup>の監督を受けなければならない。

### 3) 開発主体と資金

再開発の主体は、計画経済期における市政府のみを主体としていた方式から、ハルビン市政府、各総合開発公司<sup>注30)</sup>、外資系の開発会社<sup>注31)</sup>等の多様な開発主体に変わった。開発の資金は、街並みや広場の整備のような大型公共事業の場合には、国やハルビン市政府の固定資産投資から出資する。一方、単体建物の整備では、国やハルビン市政府の固定資産投資から出資する場合もあるが、土地譲渡制度によって土地の使用権を得た外資系の開発会社が開発する場合もある。

なお、國家級重点文物保護単位に指定された歴史的環境に対しては、1993年11月公布された「国家重点文物保護専用補助金使用管理办法」に基づいて、国の補助金である特別出資を申請できる。

### 4) 計画案の立案と実施

再整備事業計画案の立案には、市政府都市計画部門がハルビン市都市計画設計院<sup>注32)</sup>に、設計を依頼する方法と、計画案のコンペを行い、各設計院からの応募計画案や設計案から、最優秀案を選び、それに基づいて最終計画案を決める方法がある。再整備事業の実施は、市政府に所属する施工会社<sup>注33)</sup>によって行う。

表-9 ハルビン市旧市街地における再整備事業の展開過程

年代	行政施策	実施事業
1984年～	歴史的環境の調査	中国近代建築史研究座談会やハルビン市都市計画部門による保護歴史的環境の調査と認定
1986年～	旧市街地地下歩行空間整備	博物館と秋林地区地下歩行商業街、ハルビン駅前広場と地下連絡通路、舊闕路地下歩行商業街、紅軍街地下歩行者空間
1990年～	都市開発ブーム	土地使用権政策の転換による高層現代ビルの建設事業
1996年～	歴史を生かしたまちづくり	「条例」による中央大街再整備事業、博物館広場再整備事業、秋林地区再整備事業、建築芸術文化博物館(原聖・ソフィア教堂)の保全活用
1997年～	都市空間の演出	認定された保護歴史的環境を中心とするライトアップ事業(保護街坊を除く)

表-10 保護建築に対する再整備事業の概要

保護建築の名称	建設時期	建築様式	等級	再整備事業の概要
教育書店	1910	パロック	1	外観修復及び構造強化
ハルビン建築芸術博物館	1923	ロシア式教会堂	1	外観や内部の修復及び構造強化
馬迭爾賓館	1906	アール・ヌーヴォー	1	外観の補修
西園街1号樓	1908	新古典主義	1	外観の補修
國際飯店	1937	日本近代式	1	外観の補修
秋林公司	1908	折衷主義	2	2階から4階に増築
ハルビン市第三中学校	1925	中国古典式	2	外観の補修
ハルビン市電信局	1907	ルネサンス式	2	外観の補修
ハルビン市口腔病院	1912	ロシア式	3	外観の補修
上海市政府駐ハルビン事務所	1923	折衷主義	3	外観の補修

表-11 保護街道、地区に対する再整備事業の概要

保護街道、地区名 /再整備事業名	建設/開始年	延長/幅員 (m)	再整備事業の工期	再整備事業の指針	再整備事業の内容
中央大街 /中央大街再整備事業	1898	1450/21.3	1997.4.1 ～ 1997.6.1	歴史文化と洋風建築特徴を継承する。 商業繁華街の特性を突出する。 市街地再整備事業のモデルとする。	・歩行者専用道路化 ・普通の建築立面を洋風へ改造 ・路面の舗装 ・洋風の街路灯を増設 ・小広場の開設 ・街路樹と前庭 ・建築紅線をはみだした建物の撤去
靖宇街 /靖宇街再整備事業	1909	2240/25.0	1997.7.2 ～ 1997.8.16	中華パロックの建築特徴を保護し、民俗特色を回復・強化する。	・歩行者専用道路化 ・保護建築や優秀な近代建築の修繕 ・入口に緑地を開設 ・小広場の開設
红军街並びに博物館地区 /红军街地下歩行者空間整備事業 /博物館広場再整備事業	1899	990/43.0	1998.7.30 ～ 1998.9.30	洋風建築を保護し、景観の向上を図る。	・歩行者道路と車線の分離 ・洋風建築小品の増設 ・彩色路面舗装 ・小広場の開設と緑化 ・建築紅線をはみだした建物の撤去

### 5-3 歴史を生かした再整備事業の類型

#### 1) 保護歴史的環境自体に対する再整備事業

まず、保護建築自体に対する再整備については、調査対象の75件の保護建築(1986年認定)に対し、認定されてから1999年までの14年間で行われた再整備事業の中で、外観補修は8.5割を占め、外観及び内部の修復は1割、増築は0.5割である。このような再整備事業によって、大多数の保護建築のファサード意匠と色彩が保持され、老化した保護建築に対する内部の構造強化が行われた。また、建物自身の用途によって、平面計画が保持されたまま階数を増やした例も見られた(表-10)。

次に、保護街道と保護地区自体に対する再整備事業については、表-11に示すように、中央大街、靖宇街、紅軍街と博物館地区において、路面の舗装事業、歩道にはみ出した臨時建物の撤去、交通形態の改善(歩行者専用道化や地下歩行者空間)、歴史的空间と不調和な建物の立面改善、洋風ストリートファニチュアの増設等が行われる等、洋風意匠を加味し、ロシア時代等を象徴する空間形態が再現され、景観の向上を実現した。

また、保護街坊に対する再整備事業は、殆ど進まなかった。

保護建築については、ハルビン市の都市計画部門が、市の「規定」

或いは「条例」に沿って立てた再整備計画との整合性を審査している。また、保護街道及び保護地区については、計画に沿って都市計画部門が独自に事業を行っている。このようにして、保護歴史的環境の建設初期の空間形態が守られている。

#### 2) 新たな再整備事業

1986年以来、保護歴史的環境を生かしながら、保護建築の周辺、保護街道や保護地区において新しく建てられた建物や、保護歴史的環境と近接している街並みや広場の再整備事業が多く行われた。ここで、「ハルビン年鑑」(前掲)に掲載されている主な設計事例と都市建設管理及び計画事例から、歴史を生かすという目標が明確で、再整備計画の詳細な情報が入手可能な29件の事例を対象とし、分析を行った。その結果、ハルビン市の旧市街地の再整備事業は以下の4つの類型に分けられる。

##### ① 建築意匠継承型再整備(該当件数15件)

保護建築の近くまたは保護街道、保護地区において、新築や古い建物の改築を行う際、建築スタイルは、統一性のある街並みを創出するため、洋風様式を継承する工夫が多く見られる(図-3の①)。調査対象29件中、15件はこの類型に属し、5割以上を占める。これらの新築や改築は、建築スタイル、高さと色彩の点において既存建築

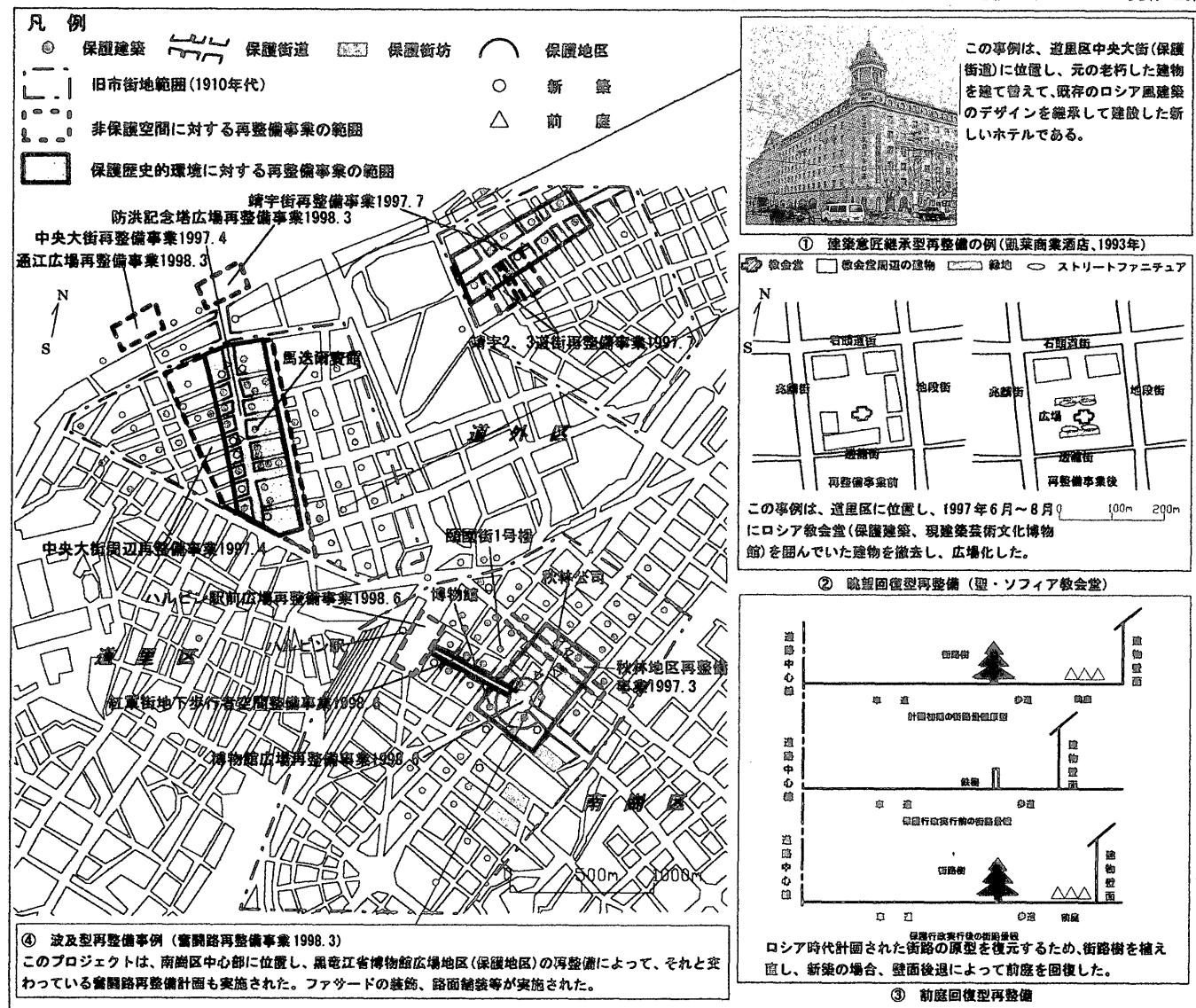


図-3 ハルビン市における保護歴史的環境とその周辺に対する再整備事業の概況

や街並みと調和しているが、単体の面積については、制限がなかつたため、建物規模は大型化したものが多い。また、建築意匠の面において、洋風様式を継承する意図であったが、設計力の不足等により、既存の保護建築のデザインに比べ程度が劣ると指摘されたケースもある。

#### ②眺望回復型再整備(該当件数1件)

文化大革命<sup>注34)</sup>等の歴史的な原因によって、現在の保護建築の敷地内及び保護地帯、建設コントロール地帯に無理やり建てられた建物が、多く存在しているため、建築密度が40%を超え、また、歴史的建築を囲み、歴史的町並み景観の連続性を切断していた(図-3の②)。この状況に対して、聖・ソフィア教会(現建築芸術文化博物館、今回の再整備によって、教会堂から博物館に機能転換された)に相応しくない周囲の建物を全部撤去し、緑地とストリートファニチャの増設や、広場化を実施した。このような再整備類型は、1997年公布の「条例」によって実施可能になったもので、該当件数は1件しか見られないが、ハルビン市のモデル再整備事例として、マスコミや市民に高く評価されている。

#### ③前庭回復型再整備(該当件数6件)

ハルビン市の旧市街地において、幹線道路の町並み景観の原型は、緑が豊かで、前庭のある広幅員のものであった。都市開発の市場経済期に入り、旧市街地の地価高騰等によって、緑地と前庭は失われ、建物の敷地として占用されることが多くなった。このような状況に対して新築の場合、壁面後退を実施し、そのセットバック空間を利用して前庭の回復を実現した例が6件ある(図-3の③)。

#### ④波及型再整備(該当件数7件)

保護歴史的環境に対する再整備によって、旧市街地の歴史性が高まり、その周辺の非保護歴史的環境に対しても、路面舗装や街並み沿いの建物のファサードの改善等の再整備事業が多く行われるようになり、保護歴史的環境と調和する範囲が拡大した。このような再整備事業は、1つの街並みや1つの広場を単位として行われ、他の再整備類型と比べて、整備範囲はより大きいのが特徴であり、保護歴史的環境に対する再整備効果が広がったといえる(図-3の④)。

### 5-4 新たな再整備事業による旧市街地空間変容の特徴

#### 1) 変容規模について

再整備事業の全体を見ると、ハルビン市の旧市街地においては、保護建築が多く存在しており、それらに対する保護制限があるため、大規模の再整備事業は少なく、単体の再整備事業や3ヶ月以内で竣工する街並みや広場の再整備事業といった小規模事業を中心としている。5-3で述べた事例も全て小規模事業である。

#### 2) 建物について

保護建築の様式・意匠は、周辺の建物のデザインに良い影響を与えている。ハルビン市の南崗区における広幅員(40mを超える)の旧市街地では、建物の高層化が高度制限を守りながら進んでいる。保護建築の存在によって、高層ビルが高く見えないように分節化され、または前庭の回復をもらした。

#### 3) 撤去計画について

保護歴史的環境の線、面からその周囲へ、再整備事業の範囲は拡大していく傾向がみられるが、旧市街地の過密化によって、点から周囲へ再整備事業を進めるには、難しい段階にある。一つの歴史的景観を復元するため、撤去計画が実施された建築芸術文化博物館広

場再整備計画は、より大きな空間変容を起こし、歴史的景観の再整備に、新たな手法を創出したが、このような手法は今後の再整備事業の模範になると考えられる。

## 6. 再整備事業との関係から見た保護制度の役割と課題

### 6-1 保護制度の役割

#### 1) デザインコントロールの導入効果

ハルビン市では、4-3に述べたように、旧市街地の再整備と歴史的環境保護制度の制定が、ほぼ同じ時期に開始された。保護制度を模索していく初期段階で、罰則がなかったため、規制力は低く、再整備に無力な一面も見られた。「条例」が制定されてから、デザインコントロールが行われるようになった。保護制度は、歴史的環境を保護する再整備事業の誘因となり、保護歴史的環境を考慮した高度制限(再整備事業の類型①)、建築密度制限(再整備事業の類型②)等を、旧市街地再整備にもたらした。

#### 2) 都市再整備への指針効果

保護制度の形成初期では、ハルビン市だけではなく、中国全国の歴史的都市でも、「歴史的環境の保護の優先」と「経済建設の優先」という2つの発展方向が矛盾の状況にあった。保護制度の発展に従って、旧市街地における再整備事業への制限は、具体化、明文化され、旧市街地再整備事業に依拠できる法律と数値基準を提供し、歴史的環境の保護を最優先する再整備に方向性をもたらした。

### 6-2 保護制度の課題

#### 1) 区分範囲の明確化

「条例」の中では、保護地帯、建設コントロール地帯、保護地区周囲という区分が提出されたが、各区分の範囲については数値的な規定がないため、規制力が低いといえる。特に、保護建築の周りの整備事業を進めるには、具体的な対象範囲を明確にする必要がある。

#### 2) 面積規制の整備

80年代初期に保護制度が実施されてから今まで、道里区の幅員が20m以下の旧市街地で行われた新たな再整備事業には、高度制限は守られたが、間口は広いため建築規模の大型化を止めるには効果は殆ど見られなかった。従って旧市街地における新築や改築に対して、高度制限と同様、面積規制、間口の数値基準を整備する必要がある。

#### 3) 補助制度の改善

歴史を生かした旧市街地の再整備事業の中、特に保護街坊についての動きが殆どなかった。保護街坊には、住居が多いため、再整備事業を行う前に資金補助制度の確立が目前の重要な課題である。また、撤去計画が実施された建築芸術文化博物館広場再整備計画は、撤去総建築面積は1.4haにのぼっており、撤去された建物の移転や再建には、経済面の課題が残されている。

#### 4) デザイン技術の向上

保護歴史的環境と調和することを目的とした新しい建物の設計の中には、洋風建築の設計経験に欠けるという原因によって平凡な作品も少なくない。建築意匠と歴史的環境周辺の空間のあり方について、技術面の向上が課題となっている。

## 7. 結論

以上より、本研究の内容をまとめると、次のようになる。

#### 1) ハルビン市の旧市街地再整備においては、歴史的環境保護の意義

が十分に認識され、保護歴史的環境の認定も、1986年と1996年に2回を経て継続的に行われている。これらの保護歴史的環境は、ロシア及び満州国時代を象徴する特徴的景観として、都市の歴史性を高め、旧市街地において重要な景観機能を果たしていることがわかった。

これらの保護歴史的環境に対する保護制度の成立過程は「規定」と「条例」の2段階に分けられる。「規定」の段階から、保護制度は点、線、面による保護を行うという独創性を持っていたが、「条例」の段階になってから、それを継承し、さらに保護区分の細分化、保護方法の多様化、高度制限等の数値基準の明確化という具体性を備える方向で発展してきたことがわかった。

2) ハルビン市の歴史的環境を生かした再整備事業は、「建築意匠継承型」、「眺望回復型」、「前庭回復型」、「波及型」の4つの類型に分類できる。その中で、建築意匠継承型再整備事業は最も事例が多い。また、眺望回復型再整備事業は一つのモデルとして評価されている。このような再整備事業による旧市街地の変容では、建物の意匠は歴史的環境と調和し、高度制限を守っている。また、歴史的景観を復元するために、保護建築周囲の一般建物を撤去し、より大きな変容をもたらした撤去計画の事例は、今後の再整備事業の新しい方向性を示しているといえる。

3) ハルビン市の旧市街地再整備事業においては、保護制度によってデザインコントロールの導入が達成され、再整備事業に「歴史的環境の保護を最優先する」という指針を与える重要な役割を果たしていることがわかった。また、今後の保護制度について、区分範囲の明確化、建築規模大型化を防ぐための面積規制、住宅が多く存在している保護街坊や撤去された建物の移転・再建に対する資金補助、デザイン技術向上の4つの課題を提示できた。

なお、今回は分析しなかったが、「条例」の総則で、保護制度の重要な指針として都市の特色や伝統的風格の保護が明記されているにも関わらず、ロシア人が計画したハルビン市の重要な景観的特徴である緑地が急速失われつつある。旧市街地に残されたわずかの緑地を保護するため、「条例」の細則にも、保護基準や保護範囲を明確にする必要があり、今後の課題といえる。

#### 補注と参考文献

- 1) 日清戦争の頃から、帝国ロシアが満州を横断する鉄道の建設を計画し始め、1894年、黒竜江地域でウラジオストクとチタとの間を最短コースで結ぶ鉄道建設計画がたてられた。
- 2) ロシア極東(Russian Far East)とは、帝政ロシアの東進と一体となった伸縮性のある概念で、地理的範囲は多様であり、都市骨格の形成と流入者との関連を踏まえて、19世紀半ば以降の帝政ロシアの植民都市における都市形成の概観である。
- 3) 鉄道附属地とは、帝政ロシアが満州の地に東清鉄道を敷設する時にあみ出した支配形態であり、実際は、上海等中国各地に広がっていた租界と同様の土地であった。
- 4) 越沢 明:「ハルビンの都市計画 1898-1945」、総和社、1990
- 5) 洪 再生:中国天津市における密集住宅市街地の更新類型と住居環境評価に関する考察、第31回日本都市計画学会学術研究論文集 pp. 691-696、1996
- 6) 張 松、西村 幸夫:上海外灘歴史地区の景観保全計画に関する研究、日本建築学会計画系論文集、第496号 pp. 125-130、1997
- 7) 王 郁等:水郷都市・蘇州における都市開発と歴史的空间形態の保存ー1980's以降の改革開放期について、第33回日本都市計画学会学術研究論文集 pp. 271-276、1998
- 8) 弁公室とは事務所と同じ意味である。
- 9) 張 復合他:「中国近代建築総覧～ハルビン編」、中国建築工業出版社、1992
- 10) 街坊とはいいくつの近隣が集った小さな街区である。

11) 街道とは通りである。

- 12) 1985年8月、清华大学建築学科江坦教授の呼びかけにより北京で行われた会議であり、国家自然科学基金委員会と建設部城鄉建設科学技術基金会の補助を受け、1985年～1995年の10年間で5回の全国会議を行い、1995年末までに、ハルビン、北京等の16の都市における近代建築を調査し、「中国近代建築総覧」を出版した。
- 13) 専門家とは、建築家、都市計画家、町並みの変遷を撮る写真家である。
- 14) ハルビン市政府が主催する非定期会議であり、保護歴史的環境の認定に従って行われ、この会議で保護歴史的環境のリストを発表する。
- 15) 歴史文化名城とは、特殊な歴史的、文化的景観価値を有する都市である。
- 16) 中国の文化財としては、市等、省、国それぞれによる指定がある。ハルビン市の上級政府として黒竜江省があるが、黒竜江省による指定文化財のリストは公表されていない。国の文化財である国家级重点文物保護単位に指定されるためには、まず省の指定文化財になる必要があるため、ここであげた3件は、省の文化財に指定されていると思われる。今回の調査ではそれ以外に、省独自による指定文化財は、ハルビン市には見当たらなかった。
- 17) 建国後、歴史的環境の保護は文物を始め、古建築や古跡、そして近代建築の順で行われてきた。詳細については、叶 華等:中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究～名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題、日本建築学会計画系論文集、第494号、pp. 195-203、1997
- 18) 1986年に行われた保護建築管理工作会议で、管理方法即ち「規定」が制定され、ハルビン市の歴史的環境を保護する役割を果たしていた。
- 19) 総体規画とは、都市計画マスターplanのことである。
- 20) 国務院は日本の内閣に相当する中央政府である。
- 21) 弁法は方法と同じ意味である。
- 22) 楊 亜光他「ハルビン年鑑」、ハルビン年鑑社、1986～1999
- 23) 計画経済期(1949年～1980年)では、土地国有のもとで、都市開発が経済発展計画に従って行われた。この時期の建設方針は、生産と生活の場を統一することである。開発事業は業務施設に加えて、職員住宅や福祉施設の建設を中心とし、また、改革開放初期、人々の住まいを改善するため、住宅改造建設や生活施設の建設が多かった。
- 24) 1988年に制定され、市街地内の土地をランク別で使用料と使用期限を設定し、土地を利用する会社等に使用料を徴収する制度である。
- 25) 1989年に制定され、外資企業や国内企業への土地譲渡の原則と方法が規定された制度である。
- 26) 中国都市計画事業等の仕組みについて、沈 振江、石丸 紀興:中国都市計画制度における都市計画事業とその関連法律の考察ー成都市の場合、第34日本都市計画学会学術研究論文集 pp. 871-876、1999
- 27) 保護計画は、ハルビン市総体規画の専門規画として位置付けられ、総体規画本体と同様に、ハルビン市の上級政府である黒竜江省政府の審議を経て、国务院の審査を受けなければならない。2000年4月時点で、ハルビン市総体規画修正案は審査・修正中である。但し、総体規画の下位計画に当たる保護歴史的環境に対する再整備事業の詳細計画については、ハルビン市が独自に定めることができる。従って、ハルビン市都市計画部門は、この詳細計画に基づいて再整備事業の計画内容の審査を行い、デザインコントロールを実施している。
- 28) 詳細計画の上位計画であるハルビン市総体規画が審査中であるため、正式に承認されるまでには、強制力は低く、再整備事業を審査・デザインコントロールを行う際に、無力な一面が現れたケースもある。
- 29) ハルビン市文物保护管理局は、市の文化財保護部門として、主に文物の保護と管理を行う。本研究で取り上げた保護歴史的環境は、主にハルビン市の市級保護歴史的環境であり、「文物保護単位」ではないため、保護歴史的環境に対する保護は、都市計画部門を中心として行われると「条例」にてはっきり規定され、文化財保護部門とは殆ど関係ないと言える。但し、歴史文化名城として、保護計画の実施は、都市計画部門や文物局が検査・督促する責任を持っている。そして、文物保护管理局は、国家级重点文物保護単位に対する管理、再整備事業を行う時の監督にも役に立っている。
- 30) 総合開発公司とは、80年代以降、ハルビン市の都市建設関係の行政部門から開発部門を分離して設立されたものであり、市政府を代行して開発資金を調達し、開発事業を行う会社である。
- 31) 土地譲渡制度によって土地を取得し、開発事業を行う外国の会社である。
- 32) 33) 中国の設計院や施工会社は、日本と違って、民間のものではなく、市や省に所属している。
- 34) 1966年～1975年に中国で行われた政治運動で、都市建設や都市計画行政は無政府状態に落ち入り、大量の歴史的環境が故意に破壊された時期である。

(2001年1月10日原稿受理、2001年9月27日採用決定)